

三芳水道企業団の情報 (H18年度実績)
 ●給水区域: 館山市及び南房総市富浦地区・三芳地区
 ●給水区域内人口: 59,668人
 ●給水件数: 26,110件 ●普及率: 95.7%
 ●年間給水量: 7,915,896m³
 ●施設能力: 30,000m³/日
 ●一日最大給水量: 27,642m³
 ●一日平均給水量: 21,687m³

三芳水道企業団情報誌

三水通信

HPアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/

第1号

平成19年6月10日発行

発行: 三芳水道企業団
 〒294-8601
 館山市北条1145-1
 館山市役所内
 電話 0470-22-3729
 FAX 0470-22-2220

三水通信(第1号)を発行します。

じゃ口をひねれば、いつでもすぐに水が出てくるように、今やあって当たり前の水道。

この「安全で安心な水道水を絶え間なく皆様にお届けすること」が、三芳水道企業団の仕事ですが、皆様はどれくらい水道についてご存じですか?

三芳水道企業団は、ダムや地下から汲み上げた水をきれいにして皆様にお届けするために、「浄水場を運転する」、「配水管を整備する」、「漏水箇所を直す」などととも、これらにかかる費用を「水道料金」としてお客様からいただいています。

このため、水道に係る様々な情報をお客様に知っていただくことが、水道事業の健全かつ適正な運営のためにとっても重要なことと考え、この度、三芳水道企業団情報誌「三水通信」(第1号)をお客様の皆様にお届けすることとしました。

三芳水道企業団のお客様の皆様には、この情報誌で水道についてのご理解を深めていただき、企業団の健全かつ適正な水道事業の運営にご理解とご協力をお願いします。

三芳水道企業団の紹介

三芳水道企業団は、館山市と南房総市により組織された一部事務組合で、館山市の全域と南房総市の一部(旧富浦町及び旧三芳村)を給水区域とする水道事業を運営しています。

給水区域内の人口は約6万人で平成26年度までの計画給水人口を57,400人としています。この地域の皆様に水道水を供給するための主な水源は、館山市の作名ダムや南房総市の増間ダムなどの表流水が約31%、館山市山本地区などの地下水の汲み上げが約13%、利根川(南房総広域水道企業団)からの受水が約56%となっています。

現在運転している浄水場等は、表流水(ダム)の浄水施設として「作名及び増間浄水場」、地下水の浄水施設として「山本、見物、佐野、神余の各浄水場」、受水配水施設として「出野尾及び宮本配水場」があります。

企業長は金丸謙一(館山市長)、副企業長は石井裕(南房総市長)です。なお、平成19年4月1日現在の一般職員数は37名です。

給水装置のお話

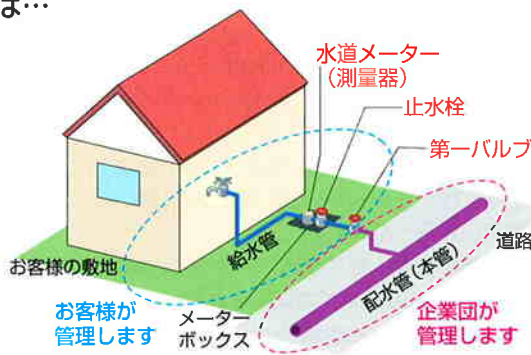
ご家庭の水道設備(給水装置)のメンテナンスはお客様ご自身で

ご家庭の給水装置はお客様の財産です。給水装置の管理が適正に行われないと、水漏れや水の濁りなどが発生する可能性がありますので、日頃から水道メーターの点検や朝一番に汲んだ水道水のチェックなどを行いましょう。

企業団がきれいで安全な水をご家庭の入口まで供給しても、ご家庭の給水装置が原因で水質が劣化する場合がありますので、お客様ご自身による給水装置の適正な管理が必要となります。

●給水装置とは…

公道などの下に埋設された配水管から「分岐してご家庭の各じゃ口まで」の水道設備を総称して「給水装置」といいます。受水槽や給湯器なども給水装置に含まれます。



●給水装置の維持管理はお客様ご自身です…

ご家庭の給水装置はお客様の財産ですから、その漏水修理や改造はお客様のご負担で行ってもらう必要があります。「じゃ口の水が止まらなくなったので修理して欲しい」といったご要望を企業団にお寄せいただくお客様がいらっしゃいますが、このようなご要望にはお応えできませんのでご理解願います。

給水装置の新設・改造・修理など、工事が必要な場合はお近くの三芳水道企業団指定工事店(指定給水装置工事事業者)にご相談ください。

●給水装置の管理区分(左の図をご覧ください。)

給水装置の所有権及び維持管理責任は原則としてお客様にあります。公道などに埋設されている部分については、管理上、設置完了後に三芳水道企業団に寄付していただいております。

ただし、管理区分を明確にするため、公道等からお客様のメーターボックスまでの間に設置してある第一バルブまでは、企業団が機能維持をいたします。したがって、第一バルブから水道メーターを経て建物内のじゃ口まではお客様に維持管理していただきます。

なお、敷地内に第一バルブがない場合は、水道メーターまで企業団が機能維持をすることとしています。

漏水を見つけたときは

三芳水道企業団 施設維持班 電話0470-22-3783(夜間0470-23-3097作名浄水場)までご連絡ください。なお、ご連絡の際には、次のことをご確認ください。

- 1.漏水の場所はどこですか?建物内ですか?敷地内ですか?(敷地内の場合、第一バルブかメーターボックスからじゃ口側ですか?)道路上ですか?
- 2.漏水の状況は?
- 3.お客様のご住所、お名前、ご連絡先電話番号

漏水している場所が、第一バルブかメーターボックスより敷地境界側(道路側)の場合は、お客様からの通報により、現地を確認して速やかに対応します。(※悪天候などの際は、後日の対応となる場合もあります。)

漏水している場所が、第一バルブかメーターボックスからじゃ口側(建物内含む)の場合は、「給水装置のお話」に記載してありますように、お客様が維持管理する範囲ですので、ご自身で修理するか、三芳水道企業団指定水道工事店にご相談ください。

断水時にはご協力を!

道路下に埋設された配水管などから突然漏水が発生する場合があります。特に緊急に対応しなければならない漏水修理工事などは、工事箇所周辺への給水を一旦停止しなければならない場合があります。このような時は事前に十分広報ができません。お客様には大変ご迷惑をおかけしますが、突然の断水にもご理解とご協力をお願いします。

三芳水道企業団では、突然の漏水修理工事に対し、断水時間を極力短くするよう全力で対処しております。

水道料金のご案内

水道料金は、「ご使用水量にかかわらず水道メーターの口径に応じていただく基本料金」と「ご使用水量に応じていただく従量料金」とからなっています。

原則として2ヶ月に1度(5月、7月、9月、11月、1月、3月)のご請求となります。

料金の内容や積算方法などの詳しくは、三芳水道企業団ホームページ

(http://www.awa.or.jp/home/pww_344/)をご覧ください。料金係(電話22-3729)までお問い合わせください。

三芳水道企業団ホームページでは、水道メーター口径、使用期間、使用水量に応じて水道料金が自動計算できるようになっていますので、ご参考にご覧ください。

水道料金のお支払いは便利な口座振替をご活用願います

口座振替は、お客様に代わって自動的に水道料金がお客様のご指定口座から支払われる制度です。

お忙しい方やお留守がちの方などには大変便利な制度です。また、払い忘れがありませんし、お支払いに向向いていただく手間も省けます。お申込み手続きも簡単です。

料金のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替のお申し込みは、口座振替を希望する口座をお持ちの金融機関へ、ご印鑑(金融機関取引印)、水道料金領収書または水道料金納入通知書、預金通帳をお持ちになり、金融機関の窓口にご用意してあります「預金口座振替依頼書」にご記入の上お申し込みください。

★口座振替取扱金融機関

館山信用金庫、千葉銀行、三井住友銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、中央労働金庫、君津信用組合、安房農業協同組合(JA安房)、千葉県信用漁業協同組合、郵便局

こんなときは、お早めにお届け願います 三芳水道企業団の相談窓口

●新しく水道を引いたり、水道設備の改造をおこないたいときは…

サービス係(☎0470-22-3782)

●水道料金や使用者の変更、使用開始(中止)などについては…

料金係(☎0470-22-3729)

※水道の使用開始(中止)業務は土・日・祝日は行っておりません。

●配水管などの漏水をみつけたときは…

施設維持班(☎0470-22-3783)

●水道水の水质については…

浄水班(作名浄水場 ☎0470-23-3097)

水道メーターの管理と交換

◆水道メーターの管理…検針にご協力願います。

水道メーターは企業団からお客様にお貸しているものですから、大切に管理して下さい。水道メーターの管理が不十分ですと、使用水量に誤差が生じたり、漏水の発見が遅れたりする場合があります。

また2ヶ月に一度の検針の際に支障とならないよう、次のことにご協力ください。

①メーターボックスの上には、車や物を置かないようにしてください。

②家の増改築などで、水道メーターが屋内や床下になる場合は、検針しやすい場所へ水道メーター(メーターボックス)を移動してください。

③メーターボックスの中に水や泥が入らないように、いつもきれいにし定期的にメーターを読みましょう。



④犬は、出入口や水道メーターから離れた場所につないでおいってください。

【宅内の漏水を確認する方法】

①家中のじゃ口を全て閉じてください。

②水道メーターの中にある銀色に光る小さな円盤(パイロットマーク)がもし少しでも回っていたら、どこかで水が漏れていますので、直ぐに指定水道工事店へ修理をお申し込み下さい。

◆水道メーターの交換

水道メーターも業務用の「はかり(計量器)」と同様に計量法の検定の対象となりますが、水道メーターについては、設置後8年間経過したら、新たに検定に合格したメーターと交換することとされています。

三芳水道企業団では、毎年10月下旬から約1ヶ月間、交換の対象となった水道メーターの交換作業を、館山市水道管工事協同組合に依頼して行っています。

交換の対象となる水道メーターは設置した年によってまちまちです。全部または地域的にまとまっておりません。したがって、交換の対象となる水道メーターが設置されているお宅には、事前にチラシでお知らせしますので、交換作業にご協力をお願いします。

水道 Q & A

Q 水の使用量が一年間でもっとも多い時期はいつですか？

A 使用量の多い日が続くのは、やはり夏休み期間中です。特に、夏のお盆の頃の暑い時期です。それと、意外と思われるかもしれませんが、12月31日の大晦日も使用量の多い日です。この日は、正月の準備などで水の使用が集中するからではないかと思われます。

Q 浄水場では水処理にどんな薬品を使っていますか？

A 三芳水道企業団が通常の浄水処理に使用している薬品には、ポリ塩化アルミニウム(凝集剤)、次亜塩素酸ナトリウム(消毒薬)、液化塩素(消毒薬)、水酸化ナトリウム(pH調整)、硫酸(pH調整)があります。また、水質の状況により、粉末活性炭(臭気除去)を使用することもあります。

三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。

ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/